

【 検査 】

264 ことばのききとり検査の算定について

《令和6年7月31日》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名に対するD244 自覚的聴力検査「2」ことばのききとり検査の算定は、原則として認められる。
 - (1) 難聴
 - (2) 突発性難聴
- ② 次の傷病名に対するD244 自覚的聴力検査「2」ことばのききとり検査の算定は、原則として認められない。
 - (1) 顔面神経麻痺
 - (2) めまい
 - (3) 耳管狭窄症

○ 取扱いを作成した根拠等

ことばのききとり検査は、厚生労働省通知[※]に「難聴者の語音了解度を測定し、補聴器及び聴能訓練の効果の評価を行った場合」に算定すると示されている。

一方、上記②の傷病名については、難聴をきたすことがあり鑑別診断のために聴力検査を実施するが、本検査の必要性は低いと考える。

以上のことから、上記①の傷病名に対するD244 自覚的聴力検査「2」ことばのききとり検査の算定は、原則として認められるが、上記②の傷病名に対する本検査の算定は、原則として認められないと判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について